譲渡者選定基準

当財団が行っている里親制度(譲渡)について理解し賛同していること。 譲渡対象者が成人であること。

犬や猫の譲渡および飼養について、同居する全家族の同意が得られていること。 譲渡される動物を適正に終生飼養できること。

- ・毎日の動物の世話をできる人がいること。
- ・ワクチンなどの予防接種を行い動物の健康管理をしっかりできること。
- ・動物の寿命を理解し、十数年間飼養できる覚悟があること。
- ・動物が年をとり、また各種疾患に罹患することも理解しその世話ができること。
- ・小型犬や猫では室内飼い、外飼いの犬でも適切な環境を用意できること。
- ・動物を飼養するための経済的な負担ができること。

飼養する場所において、動物の飼養が認められていること。また、集合住宅や賃貸住宅等においては、契約・賃貸契約書の写しなどの提出により確認ができること。

動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、その他の関係法令などを遵守できること。またこれら関連法令に違反していないこと。

譲渡される動物以外に多数の犬や猫を飼育していないこと。

譲渡を受けた動物を利用して、営利を目的とした行為を行わないこと。

マイクロチップの登録に関し、AIPO への所有者登録に同意していること。

動物を虐待したり遺棄したりしないこと。

放し飼いや糞の始末をしないなど他人への迷惑をしないこと。

当財団への近況報告を欠かさず、また必要な場合にはこちらからの訪問(調査)に協力できること。

その他、当財団が必要と認める条件を満たしていること。